

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は 目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 市町村による森林経営管理制度の取組みを総合的に支援するため、「地域森林管理支援センター」の設置・運営に係る業務を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 市町村による森林経営管理制度等の取組みを促進するには、地域の現状や課題に応じたきめ細かな支援が必要であり、関係法令や森林経営管理制度にとどまらず、森林・林業に関する幅広い知識が求められる。 さらに、市町村林務担当職員研修については、社会情勢に対応した効果的なカリキュラムとする必要があり、幅広い知識、豊富な経験に加え、外部講師との調整など企画能力が求められる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適切であることの説明 岐阜県森林組合連合会は、岐阜県地域森林監理士や森林総合監理士など森林・林業に関する資格を持つ職員が複数名所属している。 また、同連合会は県内各地域の森林・林業の特性を把握し、森林組合等への指導事業や木材の需要調整のほか、森林・林業に関する様々な調査・コンサルタント業務を実施しており、専門的な知識、経験、企画能力を有する。 なお、令和3年度から「地域森林管理支援センター」を運営し、適切に業務を遂行している。</p> <p>以上のことから、経験とノウハウを有し、県内全域において本業務を実施できる者は、岐阜県森林組合連合会において他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。